

## 「労働契約法第 18 条および第 20 条に関する学習会」開催報告

6月28日、連合北海道は、札幌市内において「労働契約法第18条および第20条に関する学習会」を開催した。産別および労働委員会委員ら約50名が参加した。



開会にあたり、山田組織対策局長は、「来年4月から有期労働契約が5年を超えて反復更新した場合、無期転換申し込み権が発生することとなる。数年前にも、同様の学習会を開催したが、改めて復習すると同時に、このような案件の相談等に対して、産別内においても活かしてほしい。」と挨拶した。

続いて、浅野 高宏・北海学園大学法学部教授が「組合活動で活用しよう！活かそう労働契約法～有期労働契約法制編～」と題して、いくつかの事例を挙げながら、労働基準法と労働組合法の「労働者性・使用者性」の概念の違いや、使用者が更新に際して「不更新条項」合意を結んだ場合の法解釈について説明した。途中、労働者性が争われる例として、株式会社ベルコの案件にも触れ、この訴訟の争点に大きくかかわる業務委託の広がりについて、有識者の見解なども示した。



後半には、労働契約法第20条にあたる「不合理な労働条件の禁止」が、同一労働同一賃金原則の発想に立つものとして、最近の高裁判例を挙げたうえで、第20条の原則に基づいて、賃金の低いほうに合わせるといった事態が起こる可能性を示唆し、労働組合としても注視するよう促した。